

令和4年度 豊川市内部統制評価報告書

豊川市長竹本幸夫は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊川市長竹本幸夫は、豊川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、「豊川市内部統制基本方針」（令和4年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、豊川市内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続に基づき評価を実施した限り、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握したため、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（1件）について、次のとおり是正しました。

- （1）福祉部介護高齢課の賃貸借契約業務において、担当していた職員が契約書の偽造及び公印の不正使用を行う事案が発生しました。

これは、前年度から継続して行う賃貸借業務において、職員が令和4年度分の契約締結を失念するとともに、賃貸借業者からの請求書を処理するため、契約締結の決裁書類の改ざん及び公印の不正使用を行い、支払いに必要な契約書を偽造したものです。

また、本事案発覚後、適正な契約事務をやり直したため、結果として月ごとの賃借料の支払いが1か月分遅延しました。

これを受けて本市では、運用上の重大な不備を発生させた介護高齢課において、業務の進捗管理をする一覧表の作成、複数職員での進捗管理などの再発防止策を講じました。

また、すべての公印管守者に対して、公印の不正使用防止に向けた使用環境の見直し等の措置を講じるように指示するとともに、全庁管理リスク

に「公印使用」の項目を追加し、リスク管理を行うこととしました。併せて、本事案の内容と対応策について『内部統制通信』を通じて全庁に周知することで、再発防止に向けた取り組みを行いました。

令和5年7月3日 豊川市長 竹本幸夫